

特集

非上場基準、企業ニーズ急増……

2011年、会計参与が飛躍する！

税理士・公認会計士 櫻庭周平

後編

積極的に会計参与に取り組む会計人がいる一方で、業界にはこれまで、会計参与への就任にためらう姿勢も一部にみられた。前例がなく、しかも責任ある業務に対して不安を覚えたためだ。しかし制度スタートから4年、会計人を支援する仕組みも整い始め、いま会計参与制度は飛躍的に伸びようとしている。今回は実際の事例を紹介しながら、企業ニーズの実態、会計参与のこれからについて解説する。

Ⅱ。参与就任をためらう「会計専門家」

複数の企業に対して会計参与に就任している会計人が過半数となった。一方、会計参与の就任をためらう会計人もまた、数多く存在する。その背景には何が横たわっているのだろうか。

1. 施行直前は高い期待が……

会計参与制度の施行直前、この制度の創設に関わった関係者の間では、期待が高まっていた。法務省などは、「(中小企業の)計算関係、会計処理というものを健全化させるために最後の切り札」として、会計参与制度を創設したと国会で答弁した*1ほどだ。「将来、一気に普及するかもしれない」*2と期待を寄せる著名な法学者もいた。

決算書の作成を主に担当する会計人の側でも、「会社法における会計の専門家」として社会的に認知されることで職域も広がるとの期待が高まった。制度施行の前後の研修会は、どこも大入り、満員であったと聞く。「やっと中小企業の決算書が使えるようになる」と各界から期待が高まったのも無理はなかった。

2. 一転、施行直後には戸惑い

ところが、会計参与の職務内容などが明らかになるにつれて、どうしたことか、会計人側から戸惑いの声が上がってきたのである。

(1)実務は具体的にどうするか？

会計参与の職務はどのように進めれば良いのか、という懸念がその代表的な例である。決算書の具体的な作成、会計参与報告の実務、備え置き開示、業務記録の作成実務、責任への対応法、その他の諸々について実際にどのように職務を進めるべきなのか、疑問が噴出したのだ。

何とんでも、会計参与制度は人類史上初めての制度であるので、実務の進め方に戸惑いが生じるのは当然といえば当然のことであった。

(2)実務の基本は示されていた

実は、会計参与実務の基本については「会計参与の行動指針」と「中小企業の会計指

量、をもったプロフェッショナルである。例えば「NPO法人会計参与支援センター」*4に自覚的に参加している100人超の会計人は、研修を重ねる中で会計参与としての実務の研究開発を進めてきているが、それを支えているのは、専門家としての自負と社会的責任感であろう。

3. もう少し様子を見たい

だが業界全体の現状をみると、会計参与の就任をためらういくつかの事情がまだあるようだ。

(1)足かせ

会計参与に関心を示す会計人にとって、実際に就任するためにはいくつかの足かせがあった。

一つは、会計参与の実務の参考とする事例がなく、学説なども定着していないとの懸念である。

二つ目は、判例がまだ存在せず、会社法などにおける解釈が定着していないとの懸念である。

そして三つ目は、実際に会計参与の業務を進めるに当たって、会計人の実務的な相談に応ずることができるサポート体制、支援する仕組みがないという懸念だ。

こうした足かせの存在が多くの会計人の会計参与就任をためらわせ、結果として、「興味はあるが、しばらく様子を見よう」という雰囲気まん延し、現在に至っているようだ。

(2)足かせが取れてきた

だが、会計人がそのような様子を見なければならぬ根拠は、急激に薄れてきてい

実務例の蓄積で就任しやすく

針」の両指針に示されている。

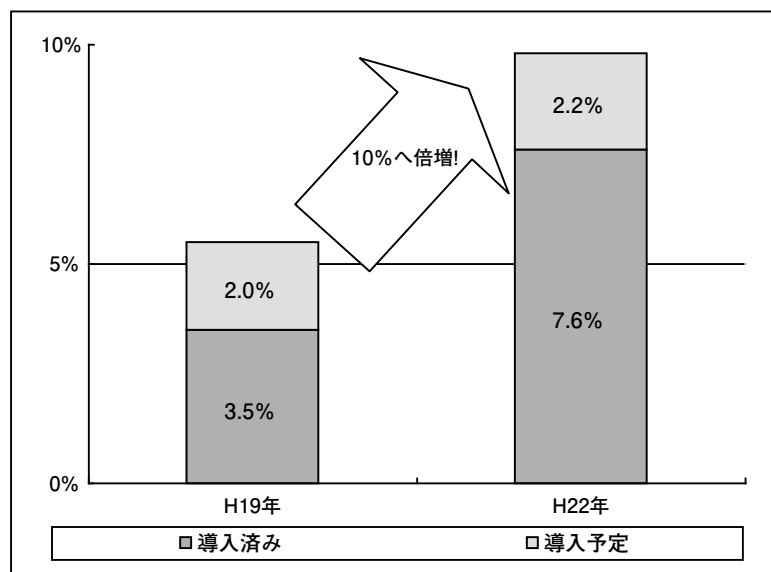
ただ、会計参与制度は「会計に関する専門的識見を有する」*3と評価される税理士・公認会計士らが就任することが前提となっているので、両指針の記載は基本的な事項に留めて、具体的な実務上の処理は会計参与に就任した会計人個々の「専門的識見に負う」とする仕組みにしているのである。

(3)会計の専門家とは？

実際に会計参与に就任した会計人は、専門家として、専門的職業意識つまり強い自負心と探求心を持って、社会的責任を果たすことが期待されていることを自覚し研さんを重ねているのが特徴的である。

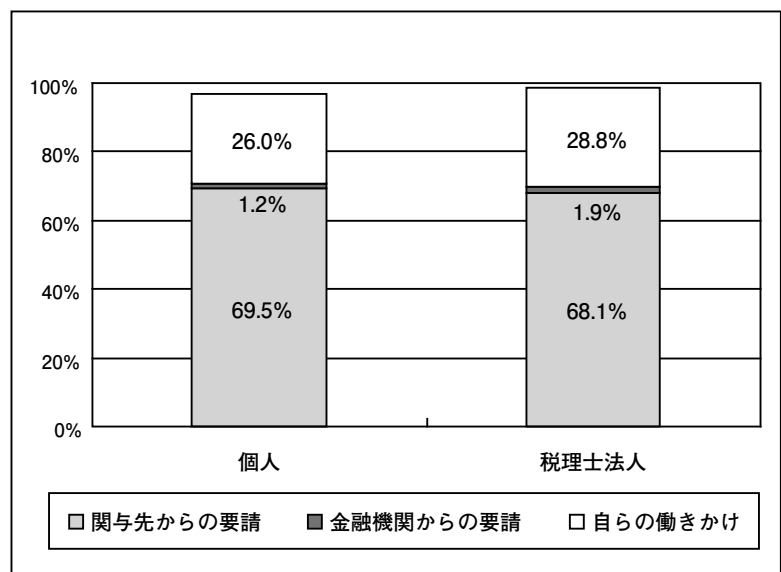
確かに、専門家とは「率先垂範できる力

【図1】会計参与の導入状況



出典：中小企業庁「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査概要」を基に作成

【図2】就任の経緯



出典：日税連「会計参与に関するアンケート」、「税理士法人向け会計参与に関するアンケート」を基に作成

る。

一つには、会計参与の事例が、後ほど紹介するように数多く出てきたのである。4年ほどの会計参与の実践が、貴重な事例を生み出してきているのだ。

二つには、相談の窓口ができてきたことである。日税連はもちろん各単位税理士会でも、会計参与の相談窓口が整備されてきた^{*5}。

もちろん「NPO会計参与支援センター」も、会員向けの相談窓口を設置しており、さらに「会計参与の実務必携」、責任問題に対応するために欠かせない「会計参与記録簿」、会計参与が関わる「会社法の書類のひな型」の提供などの活動を展開している。

残る足かせは判例だが、こればかりは施行後まだ日が浅いので、少し時間がかかろう。

4. 就任を断るとはもったいない

前編で触れたように、企業サイドからの会計参与へのラブコールは倍増してきた(図1)。他を参考にすると回答を含めると、2割を超える企業が会計参与に関心を抱いていることも明らかになっている^{*6}。これを単純に260万社の中小企業(株式会社)の総数に乗じたとしても、大変な数だ。

ところが、「関与先から要請がない」ので就任していない会計人が、実に約8割に達しているという調査もある。中には、得意げに「会計参与を断ったよ」と豪語するケースもあるようだ。

会計の専門家とはお客のために会計サービスを提供するプロ専門家である社会的には期待されているのだが、実態はというと、経営者の期待に応えるレベルのプロフェッショナルはまだ少ないようだ。このレベルを高めることがこの制度の普及のためのカギだとの指摘もある。

Ⅲ. 事例は物語る

企業が会計参与を求めている実態を前編で紹介したが、その典型的な事例を紹介したい。

1. 会社を永續させたい

(先代から事業を受け継いだ新社長の要請で会計参与に就任した甲税理士の事例)

(1)会社側の希望

「これまでの監査役は、名前だけの存在で、会計知識・商法知識・専門知識がなく、経営に役立っていない。経営に役立つ幅広い知識を持った人が欲しい。会計参与はその役目だと聞いているので、甲税理士に就任してもらって、税務はもちろんそれ以外のこともアドバイスしてほしい。」

(2)会計参与就任への条件

甲税理士が会計参与へ就任するに当たり、会社側に求めた条件は次の通りだ。「中小企業の会計指針で会計を進めたい。だから、利益を計上したいからと減価償却を調整することはできない。引当金などを計上しない税法会計基準では、簿外債務が発生する。

それでは、会社が潰れてしまうことになりかねない。こうしたことをクリアするなら、就任を引き受ける。」

(3)会社側の対応・姿勢

「その条件で構わない。会社を永續させていきたい」と社長は快諾。その結果、監査役には辞任してもらい、甲税理士が会計参与に就任した。

(4)実務の進め方

就任したがどうやるのか、どんな書類をつくるのか、参考資料は皆無だったという。思案している時に会計参与支援センターの存在を知って、すぐに入会。

毎月の研修・研究会とシンポジウムで、会計参与業務の知識を習得した。支援センターの実務的書類や資料・フォーム集は、初めて作成する「会計参与報告」などに役立つと述懐する。

(5)これからの会計参与業務について

甲税理士は「堅実な経営姿勢の中小企業と、そうした経営を会計面からサポートする会計参与の組み合わせこそ、会計参与制度のめざすところではないか」と語る。現在では3社の会計参与に就任している。

社長“名代”として期待

2. 役員会に必ず呼ばれるように

(会計参与を研究した上で、20年来の顧問先に自ら就任を依頼した乙税理士の事例)

(1)会社側の希望

就任したらすぐに、役員会への出席を求められた。社長から、「債権管理の方法を役員会で教育して欲しい。売上の伸びを超えて売掛金が増えてしまい、資金的に大変だ」と窮状を訴えられた。

この会社は乙税理士の20年来の関与先だったが、会計参与になった途端に、債権管理というこれまでにない質問が寄せられた。会計参与に対する社長の期待がひしひしと感じられたという。

(2)会計参与としての対応

経理がしっかりしている会社なので、売掛金の管理資料を経理担当者にあらかじめ用意させた。その上で、役員会では標準の回収期間より倍以上の滞留分を個別に取り上げて、なぜ発生したのか、問題と原因、対策を検討。次の役員会までに何をするかなどを決めた。

(3)会社の反応

役員会終了後に社長から、「次の役員会にも出席してほしい。棚卸資産が増えて困っている」と訴えられた。この調子で役員会に毎回参加することを求められるようになったという。

(4)役員会の出席について

乙税理士は役員会に出席することについ

て、「毎回の準備が大変だが、新しく学ぶことも多い。会計のことや株主総会のこと、経営のことなど、会社が会計参与に対して求めることは幅広く、正直辛ドイが、これは先行投資だと思っている」とし、「ここで専門家としての能力をアップして、この関与先はもちろん、他の顧問先の経営支援にも生かしていけるはずだ」と語る。

3. 事例が指し示すもの

紙幅の関係で、事例紹介はこれくらいにしたい。会計参与への期待の高まりの背景にあるのは、「成長したいので経営に役立つ人材が欲しい」という会社のニーズと、これに“応える会計専門家、の組み合わせの事例の誕生である。

(1)競争激化のもと、最強の組み合わせ

経営者は競争が激化している環境の中、持続的な成長を実現するためには、本業の強化はもちろん経営全般に目を配ることがカギだと理解し始めているのだ。

会計参与就任の7割が会社からの要請であるといった事実(図2)が、何よりもその間の事情を物語っている。

(2)経営に役立つ

「中小企業の会計指針」に基づいた決算書を作成することに関心が寄せられているが、実は、会社

サイドは決算書などを使って経営の役に立つサービスを求め始めているのである。

来期以降の経営効率の見直しについて意見を求められたり(→経営計画の活用)、毎月の取締役会に出席して意見を求められたり(→役員業務)、あるいは月次の決算に基づいて意見を求められる(→会計の専門家である役員)などといった事例が目立ってきた。会計参与が経営の役に立つことを知った経営者から、会計参与への期待が広がり始めているのだ。

(3)決算書を使えるか

このように、会計参与は企業の実態に即した正確な決算書を作成することはもちろん、そうした決算書を使って経営に役立つサービスを提供している。注目すべきは、そうしたことを可能にしている会社法に定められた会計参与という制度的な裏づけだ。

会社法上の役員(329条)として経営者の理念を実現することに役立つ会計の専門家(333条、374条)である会計参与を、成長を志向する経営者は心待ちしているのが、現在の会計参与の置かれた状況なのである。

成長を強く願い、勝ち残りたいとの事業意欲を強く持ち、成功したいとの思いに突き上げられている経営者は、そうした思いを実現するためには、経営に明るい経営参謀が不可欠だと気づき始めている。会計参与の争奪戦がひそかに始まっているのだ。

(おわり)

*1：法務省民事局長、162-衆-法務委員会-12号、平成17年4月15日

*2：神田秀樹「会社法入門」岩波新書、2006年、60P

*3：会計参与の行動指針I

*4：会計参与をめざす会計人相互の実務の研さんと交流の団体。会員を募集中。http://www.kaikei-sanyo.com/

*5：日税連では、会計参与に就任した税理士を支援するための相談窓口を設置している。

*6：中小企業庁の調査(平成22年3月)によると、周囲の状況を見て会計参与導入を考える企業は12.5%であり、導入(予定を含む)企業と合わせると22.3%となる。